京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十三年　紀元二千五百七十年
本紙定價　▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月十五錢
月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）
廣告料金　▲五號活字十七字詰一行一圓金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
發行兼編輯人　高木久馬太
印刷人　松久神一郎
京城西署西小門通（電話六六三）
發行所　京城新報社

雜錄

漢城より（三十一日）　鐵腕逸人

▲外電報ずらく、日韓合併の報英國に傳はるも倫敦株式市場には、聊かの影響なしと、吾等は當然の事として喜び且つ悲しむ、其の之れを喜ぶは我政府の措置宜しきを得たるを知ればなり、其の之れを悲しむは彼の市場に放てる我公債の單なる片をすら昇す能はざりしを認むればなり、若し日韓合併が我公債の相場下落を來たすの理由とならずとせば、吾等が隴蜀の念を斥くる能はざるの理由も亦其處に生せん、國民は此の念望を遂ぐべく努力せざる可からざる也。

▲寺内統監の理事官に與へたる訓令に曰く「居留民團は地方行政機關に編入せらるべきものと雖ども今俄かに之を廢止するに便ならざる事情あるに依り暫く其の存在を認め將來之に代るべき地方制度の完成を待て其整理を爲さしむべしと」抑も朝鮮に於ける内地人の民團は割合に古き歴史を有す、即ち統監の「今俄に之れを廢止するに便ならざる事情」の大なる部分を成せるや疑なし、然れば將來之れに代るべき地方制度の完成に與るべき義務あり責任あると云ふ迄も無きことなり、而して内地人と朝鮮人と一家を成すに方り最善の方法を講ずるの資格あるは今の民團を組織せる、我内地人を除きて他に有る筈なし、吾等は統監の訓言に聽きて宜しく其處を務むべきに候。

▲近來屢々電車に投石する者ありしを以て、吾等は地方の愚民がダヽの惡戲とのみは思はず、或は頑冥なる似而非愛國者が時事を慨して無分別なる使嗾を爲せるに非らざるやを疑ひつゝありしが、昨鐵道廳に就て聞くに、統監の併合に關する諭告を貼示したる地方に於ても何等民心の動搖を覺らしむる者莫く、又電車に投石したるものも無しと、吾等は新附の兄弟の爲めに之を祝し且つ吾等の誤解を謝せざる可らず。

▲四十四年度に於て、官立普通學校の教科書を變更せらるゝ由、事新らしく云ふ迄も無けれども、吾等は其編纂に際して最も深き注意を致されん事を希望し置く、然らざれば悔を百年の後に貽さん也。

雜報

京城の評論に就て

警備機關の要路に膺れる一將校語て曰く茲所兩三年來に於ける朝鮮人士の思想に一大變調を來したるは寧ろ驚くべきものあり嚢に韓議問題當時に於ては朝鮮人の思想頑迷にして悲歌慷慨徒らに韓國獨立などゝ云々して兎角に制御に難みたりしが從來短日月間に於ける日進月歩の新文明は漸くにして世界の大勢を洞察して日本に據り世界文明の跡を稽ねざるべからざるものと觀念したるは頗る悦ぶべき風潮なり然れば今回の併合條約發表に當りても從來の如き狂暴は萬なかるべしとは兼て豫想したる所なるも又今日の如き些の異變を認めざると何人も豫想せざる所なり然れども此の平穩無事の際に所せる當局の苦心は又頗る少なからざるものあり而して彼の斥候兵が敵陣地に潛入し或は哨兵線上の平穩が却て哨兵をして何時敵襲のあるかを測り得ざるかの如く大勢は如上の如く固より異變なしとするも往々不逞の徒出沒するの例あれば却て警戒を一所に集注せざるだけ各方面に亘りて心を用ひざるべからず現在の場合は宛も夫れにして所謂椽の下の力持ちなるが如き觀あるも身を其が責任の衝に委ぬるものは一層の用意を要すとこそ呵々大笑したり

滿洲大豆相場豫想

本年の大豆相場に就き某當業者は語りて曰く昨年の如き初めの先約値段は二圓七八十錢なりしが後に至りて作柄は當違ひにて不作の事實發見せらるゝや一氣に高値に押進み一方歐洲輸出の激増に伴ひ遂に先約物にも前渡金の殆んど全額を支拂ふに至り尚又競爭の結果は更に値段を昂進せしめ現物四圓二三十錢と破天荒の珍値を唱へたるが本年の豫想は先約物値段既に三圓二三十錢見當にて次第に向上の氣配を示し居れば將來八九十錢臺には上るべく愈よ出盛りに至らば現物は四圓臺に落つる事なかるべし而して出始めと出盛りとの値開き割合は昨年に於て始め豐作を豫想し其後減收なりしに驚きたる如く著しき懸隔なからんも大豆が歐洲市場を基として其受給如何に依り相場に變動を生ずるに生りたる今日再び三圓内外の値段を見る事は恐らく之なかるべし殊に從來は英國向きのみなりしも關税の關係上獨逸及び加奈太にも直輸出するに至りたれば今後は少くも棉實と相前後して一噸八磅位の値段を保持すべきは勿論なり去れば大連に於ても百斤建先づ四圓以下に落つる事想像も能はず云々

平壤韓銀の近況

平壤韓國銀行支店の營業近況を聞くに時機として閑散なるが既に朝鮮人側舊盂蘭盆に對する幾分の多忙期も經過したれば目下は殊に閑散にて今後近く九月に入りては漸く多忙期に向ふ事なるが今本年の當時と昨年の當時に於ける一般營業狀況を比較する時は本年は昨年に比し一般放資金に對する回收等は圓滿に行はれず營業成績宜しからざるのみならず之を市況に於て見るも沈靜不振の狀態にありと云ふ

●平壤韓銀砂金買收

平壤韓國銀行支店に於て買收したる本月一日より同三十日に至る砂金量額は合計五十一貫五百五匁三分五厘此價額十九万六千七百四十三圓六十八錢同日本内地へ輸出したるものは五十一貫六百三十匁九分五厘此金額十九萬六千七百六十四圓八十八錢にして前月中に於けるものに比しては當支店の取扱額の上にては六貫目の減少なるが同砂金の産出狀況其ものに就ては依然として好調なりと云ふ

◎新刊紹介

▲滿韓之實業　五十七號例に依り至つて眞面目に出來てゐる（九月一日發行京城大和町滿韓實業協會　見本廿五錢）
▲東京經濟雜誌　一五五六號（八月二十日發行東京京橋區彌左衛門町七同社十二錢）
▲特許局公報　二十一號（七月十日發行特許局）
▲韓國銀行月報（七月號）流石に韓國銀行にて編まれたり朝鮮に於ける財界の狀況を窺ふには無上の資料たり月報としては可なり浩瀚なるものなれば目次に頁數を記さば見る者に取りて一層便宜ならん
▲法政新聞　二十號八月二十五日發行（京城廣川町五同社一冊十二錢五厘）

講談　大岡政談　越後傳吉　第六十四回　旭堂南陵講

金『それから急に宿へ歸つて人を頼んだが解らない、れ役人の方へも頼みまして種々と調べて見たんだが蹈張り當りが附かない聞いて見ると此家の近藤卜齋といふ賣卜者は大變に上手だ、一遍鑑て貰つたらといふんで、態々來たんです、爾うすると死んだといふんでさア、詰らないぢやアありませんか、思ひに思つた女房が死んだんで、切めて彼女の親に合はせたいと思つて來た甲斐もなく死んだんで、併しこの賣卜者のいふ事も眞實には出來やアしませ [illegible] 貰ひに來さらぬが宜い　金『エ、傳どん何らも弱つたせ　傳『御道理でございます、私等アだつて女房のれ仙が死んだといふ事を聞いたら、どの位吃驚するか分らない、れ前さまも可哀さんの死んだといふ事をれ聽きになつたら、嘸やれ力落しれ察し申しますだ併し若旦那へ御用がございましたら傳吉は私等の名主をして居りますからを人も使ふて居りますだ共に御相談になつて調まずから私等の方へれ來でになりますか　金『イエ宜うございます、高田町の旅籠屋近江屋に泊つて居るんで、其所の家が心配して居るから、何は兎もあれ一度近江屋へ歸ります、傳どん御免つ……何と云ても年齢が若い、落膽して居る中に少し周章て込んで居る處もあるから、匆々に鑑定料を拂つて飛出した、傳吉後を見送つて　傳『ア丶〳〵世の中には災難に遭ふ人が幾らもあるものぢや、私等も身体に災難がありやアせぬかといふ心配彼のれ方も災難に遭ひなすつた、ア丶若旦那の落膽は御道理だ、鑑定料を拂つて挨拶をいたし、そのまゝ宮戸村を出ましたが、松明に灯を點けて漸うに泉河原の水を、ゴダ〳〵渡つて來た處、今しも丁度水に離 [illegible] 明の灯が一ぱいになつ [illegible] たなナ、モウ少し明松 [illegible] 宜いのに、此所で消ね [illegible] がねエナ、併し河を渡 [illegible] 歸つて居たのは結構ぢや



晦りは危ないんだが、ア丶仕方がない……、少々ばかり松明の殘つて居りましたを水の中へ投込むとジュツ〳〵ジューン、そのまゝ河原を辿つてスタ〳〵來るとボンと躓いたのは野郎の死骸、パッタリ横に倒れた傳吉　傳『ア丶危ねエ、斯んな處に寢て居る人があるモシ〳〵、酒にでも醉ふてござるか、モシ〳〵、偶爾手を觸へて見るとベッタリ附いた血汐　傳『アッ、これは大變だ、斯んな處に人殺しがある、災難〳〵、緣でもねエ夢を見たから、恐な時に災難に遭つちやアならねエ、立上つた傳吉、歩き出すと又バッタリ　傳『何だつてんなにャア轉ぶんだ、ヒヤーッ、此所にも人殺しッ……、二人も人殺しに突當つたから生きた心地はございません、トッ〳〵、トク〳〵宙を飛んで行つてしまふ、この樣子を見て居た庄左衛門に庄藏　庄『阿父さん　父『何だね　庄『今駈けて行つたのは傳吉でがすよ　父『さうだナ、傳吉だ……一寸待てよ傳吉が死骸に躓いて轉がつて居たな　庄『さうで　父『此處で轉がつたんだから、衣服に血が附いて居るに決まつて居るだらう　庄『そりア然うです　父『ヨシ、庄藏好い事を考へついた　庄『阿父さん何うなさいました　父『親子の身に降りかゝつたこの人殺しの難儀、殊に恨みある傳吉だ、都合宜う行きやア彼奴の身代は此方の手に這入る、好い分別がついた庄藏　庄『何んな阿父さん分別がついたんで　父『れ前とれ梅の二人は是から急いで江戸へ行き、庄藏といふ名前を隱し名を變へて隱れて呉れ　庄『エッ　父『詰りこの二人の死骸をれ前とれ梅の死骸にするのぢや　庄『ヘエーイ、そりやア阿父さん可けねエ、顏が違ひますア　父『サア〳〵其點ぢや、首を斬るんだ首を斬つてその首を泉河原の流れへ放り込んだら、この水は名に負ふ急流、何所へ首が流れるか解りやアしない、首さへなかつたら人間の身体だけぢやア解らないだらう　庄『エ丶成程

東京電報

▲新公債の發表期 朝鮮貴族等に交附すべき公債は十月末發表し十一月中旬交附すべし(一日)

▲水害と御下賜金 天皇陛下には今回水害救濟の爲一万圓の御下賜金ありたり(二日)

▲授爵者の發表期 朝鮮貴族令に依る授爵者は寺内統監歸朝後御裁可を經て發表せらるべし

▲閣員以下行賞 韓國併合は自然の成行なるより閣員以下の行賞は行はれざるべしと云ふ(同上)

▲普通教育の方針 朝鮮普通教育普及の爲め東京に師範學校を設け朝鮮人を募集して教育を施し後朝鮮に歸らしめ朝鮮教育の任に當らしむ筈なり(同上)

▲大浦農相の歸朝 歐米漫遊中なりし大浦農相は本日歸朝したり(同上)

▲貿易出超百萬圓 八月下旬に於ける外國貿易額は百七万九千圓の輸出超過を示せり(同上)

▲烟草發賣械の設置 大藏省に於ては煙草小賣人に自働發賣器械を設置する事を許可し同規則に改正を加へらるべしと(同上)

▲小倉建築支部閉鎖 陸軍省告示を以て臨時陸軍建築部小倉支部を閉鎖せらる(同上)

▲和帝誕辰御祝電 和蘭皇帝ウヰルヘルム陛下御誕辰に付き我天皇陛下には昨日叮重なる祝電を發せられたり(同上)

▲外務省辭令 左の通り任命ありたり(同上)

齊々哈爾在勤を命ず 副領事 藤井貫太郎

長沙在勤を命ず 同 堺與三吉

朝鮮皇族と儀仗

雜報

李王、李太王、王世嗣各殿下の行啓其他公式の場合に於ける衛兵敬禮儀仗兵送禮式等の禮式方法は追て制定せらるべきが聞く處に依れば該法制定迄は我が公式に準じ現行陸軍禮式を適用すべしと

册封勅使の出發

王公册封勅使稻葉子爵は去る一日滯りなく册封式を終了したるを以て同夜十時四十分南大門發列車にて歸東の途に就けり山縣副統監大久保軍司令官代理石塚、倉富、荒井の各參與官有吉長官三浦理事官韓國側前各部大臣尹侍從院卿其の他文武官民數百名は南大門驛に見送れり

王族公族の稱呼

王族公族の稱呼は左の如く御治定あらせられたる旨二日の總督府官報を以て發表されたり

李王 殿下

李太王 殿下

王世子 殿下

李堈公 殿下

李熹公 殿下

宮内省の官制改正

皇室令第八號を以て宮内省官制中改正せられたるが其の要領は第二條中「華族」の下に「及朝鮮貴族」を加へ又第九條中「宮内職員華族及華族」を「宮内職員華族及朝鮮貴族」に改め第三十六條の二は左の事務を掌る

一、皇族に關する事項

二、王族及公族に關する事項

三、爵位に關する事項

四、華族に關する事項

五、朝鮮貴族に關する事項

六、有位者に關する事項

第三十六條の三 宗秩寮に左の職員を置く 總裁、宗秩寮主事 第三十六條の四 總裁は親任又は勅任とす宗秩寮を統轄し兼て皇族王族及公族に附屬する職員を監督す 第三十六條の五 宗秩寮主事は二人奏任とす内一人は勅任と爲すことを得寮務を分掌す 第三十六條の六 宗秩寮に審議會を置く審議會は皇族王族及公族に關する重要の事項に付き諮詢に應じ意見を上奏す審議會は華族の懲戒及禮遇停止の解除を審議し兼て華族及朝鮮貴族に關する重要の事項に就き宮内大臣の諮問に應ず 第三十六條の七 審議會は宗秩寮總裁及宗秩寮審議官を以て之を組織す 第三十六條の八 宗秩寮審議官は左に掲ぐる者に就き宮内大臣の奏請に依り之を勅命す

一、樞密顧問官 三人

二、宮内勅任官 四人

三、有爵者 五人(公侯伯子男爵各一人)

宗秩寮審議官は官吏より命せられたるものは其の本官の待遇を享け有爵者より命せられたる者は勅任官の待遇を享く 第三十六條の九 宗秩寮總裁及び宗秩寮審議官の内上席者を以て之に充つ議長事故ある時は次席者之れを代理す 第三十六第の十 審議會は審議官過半數の出席あるに非れば之れを開く事を得ず又第三十八條第五號中天皇皇族を天皇皇族王族及公族に改む

●浦鹽方面の朝鮮人 浦領浦鹽方面に於ける露韓人中には無類の徒頗る多きを以て今般韓國併合公表されたるに就ては或は邦人に對し危害を加ふるの虞れ無きにあらざるも幸ひ日露の關係は日を追ふて親善を加へるのみなれば露國政府は我國人に對し多大の同情を以て常に嚴重に警戒し居るとなれば彼の無頼漢も到底手も足も出ざる可ければ意を安じて可なるべし又間島方面も今日の處頗る平穏なれども場所柄警戒は怠る可からず云々と其筋にて語り居れり

●前韓國宮内府處置 皇室令第二十號を以て前韓國宮内府職員にして朝鮮總督府に於て殘務取扱を命せられたる者は當分の中從前の官職の區別に從ひ王族及び公族に關する事務を掌理す朝鮮在住の王族及公族に附屬する前項の職員は朝鮮總督府之を監督す附則本令は發布の日より施行す

●參與官會議の開催 二日午前十時半より統監府に於て臨時參與官會議を開き山縣副統監、明石警務總長、有吉總務長官、荒井、宇佐美、俵、木内、倉富、國分、石塚、小松の各參與官、大屋、池田兩局長及中山書記官列席し重要問題につき議する處ありたりと

●華族令中一部改正 今回韓國併合の結果宗秩寮審議會を新設せられたるに就き皇室令第十七號華族令中第二十七條第二項中「有爵者の互撰に依り組織したる懲戒委員會の決議を」「宗秩寮審議會の審議」に改め第二十八條を全部削除されたり

●總督府官制發表期 總督府官制は脫稿し既に法制局の回付目下同局にて審議中の由なるが右官制に伴ふ豫算案の編成に尚は多少の日子を要するを以て總ての手續を了し發表を見るは來月初旬なるべしと

●在浦朝鮮人の沈默 浦鹽方面に於ける排日朝鮮人一派は日韓併合の解決に依り尠なからず反抗の態度を執りたりしも露國官憲の嚴重なる取締に依り一擧一動自由なるを得ず從つて全く沈默の已むなきに陷りたるもの〻如く頗る平穩なりと

●朝鮮と自治の研究 政府は朝鮮に於ける自治行政に付き種々研究せしが將來は是非共内地同樣の自治行政を施行すべき方針にて研究すべしと云ふ

●慈惠病院の開院期 朝鮮各道に新設せらる〻慈惠病院は各地とも設備殆んど成り目下夫々醫員看護長等赴任の途にあるが本月中旬迄には全部開院して夫々患者收容の手順に至るべしと云ふ

●各種學校の始業式 暑中休暇中なりし官公私立各學校は一日夫々始業式をなし校長教諭等より種々の訓諭等あり且つ暑中休暇中の學徒が衛生狀態及び各學科に就き二三試問をなしたるが成績は頗る良好なりしと

●李王御名代の差遣 李王殿下には一日册封勅使南大門出發の際閔前宮相を名代として見送りの爲め停車場に差遣されたり

授爵者の調査濟

朝鮮貴族令に依り授爵せらる〻人々は[illegible]取調べ居るを以て不日夫れ〳〵授爵の御沙汰あるべきが其人數は二十名以上なりと聞く

●寺内統監の歸東期 寺内統監は別記總督府官制發表後歸東する由にて多分來月二十日頃なるべし

●中等教育の試驗 文部省に於て執行の中等教員檢定試驗は朝鮮に於ける受驗者僅かに京城平壤各一人なるが京城の分は修身課にして三日午前八時より京城倶樂部に於て試驗執行の筈なり

●新韓國報の押收 浦鹽にて發行する新韓國報地一〇七號及び一〇八號は治安を妨害するものと認められ押收さる

●大津代議士歸東 入京中なりし大津代議士は一日夜歸東の途につきたるが新聞記者其他數多の見送人ありたり

●民長の統監訪問 古城京城民長は和田民會議長と共に昨二日午前統監を官邸に訪問し祝意を述べたりと云ふ

●中安代議士出發 入京中の代議士中安信三郎氏は一日釜山へ向け出發す

●長谷川氏の入京 鎮南浦新報社長長谷川義雄氏一日夜入京山本旅館投宿

兩司令部の改稱

韓國駐劄軍司令部は朝鮮駐劄軍司令部と韓國駐劄憲兵隊司令部は朝鮮駐劄憲兵隊司令部と何れも二日より改稱せり

領事警察の撤廢

日韓併合と共に列國が韓國に有したる治外法權は撤去されたるを以て英米獨佛清白の各國領事警察は既に撤廢の手續を了し目下殘務整理中なりと

藍綬褒章の下賜

我在留民中の古參者にして多年公共の爲め盡力し著しき功績を擧げたる人々に向つて其功勞を表彰する爲め此際藍綬褒章を下賜せらるべしと傳へらる

併合條約と新債務

日韓兩國が今回締結したる併合條約に依り我政府の新たに負擔すべき債務は先日發行したる五分利附三千萬圓と舊韓國政府より引繼ぐべき四千六百萬圓にして合計七千餘萬圓なるが猶は此の外に韓國銀行の補助金又は其他の零碎なるもの等を合せば實に一億萬圓に達する由にて日本政府が當然負擔すべき債務の種類は目下度支部に於て調査中なれば一二箇月の内には判明する由なるが今其重なるものを擧れば左の如し

一金三千萬圓 日本政府發行五分利付新公債

一金百萬圓 舊韓政府發行七分利國庫證券

一金三百萬圓 同 六分利付貨幣整理資金

一金百五十萬圓 同 無利子金融資金

一金五百万圓 同 六分五厘利付第一起業資金

一金一千二百萬圓 同 同上第二起業資金

一金百萬圓 同上 六分利付起業公債

一金一千百六十八万圓 同 無利子日本政府借入金

一金八百五十萬圓 同 六分利貨幣整理資金韓銀より借越

一金十二萬圓 同 五分利導掌資金

合計七千四百七十六萬圓

今後の司法行政

併合後の諸問題に關し某當局の曰く今後に於ける司法行政の區劃は追て統監府にて立案すべく夫れ迄は現存の十三道の儘とし遠からず公布すべき總督府官制と同時に地方行政區劃を發表し未だ朝鮮官吏任用令を適用すべき區劃なきを以て現任朝鮮官吏は或る時期に達する迄は依然として特別任用法に依るの外なかるべし治外法權を回收したる結果各種法律は外國人に適用すべきや疑なき能はず殊に刑法の如き尤も然りとする處にして去る四十一年の司法權委任當時在韓外國人は凡て日本憲法を適用する事となり居るを以て現在の朝鮮法律を外國人に及す事なく若し其他の諸制度は併合に伴ひ改良すべきもの擧て數ふべからざるが之等は先づ朝鮮統治各種行政機關を根本的に解決したる後を以て漸次實行さるべし

併合條約と列國

今回の日韓併合條約は當初二十六日を期し兩國同時に發表すべき豫定なりしを以て我政府は各條約國政府に對して調印の翌日二十三日を以て其顛末を内報したるが其後都合に依り發表期を二十九日に延期したる結果該通告は發表の日を以て其效力を發生することゝなり居れり從つて我が通告に對する列國の回答は尚數日の後にあらざれば到達せざるも列國の多きは何れも好意を以て我が通告を迎ひ殊に英露兩國の如きは公正且つ友誼的好意を表示したりと

●韓銀の名稱に就て 韓國銀行の名稱變更に就ては目下當局者にて種々考究中なるが先づ商際直ちに名稱を變更するとせば差當り如何なる影響を蒙むるやと謂ふに既發行紙幣は勿論將に發行せんとて準備中なる紙幣は總て韓國銀行の名稱を用いたるものなるに今其名稱變更すると共に該紙幣を全然不通ならしむるか之れ經濟界に與ふる影響尠少ならざれば斯の如きは斷じて行ふ能はずとして銀行名稱は變更するも流通紙幣のみは依然舊名稱たるに於ては是れ亦奇しき次第なれば孰れとも現在は決定するに至らざるが結局は何んとか其名稱を變更し紙幣流通に差支無き樣にすべしとのことなり

朝鮮の商標保護

朝鮮に於ける商業保護のため前年米國と締結せられたる商標保護條約の効力に就き當局者語つて曰く同條約は日米國に締結せられたる條約にして朝鮮に於ける諸條約の消滅と同時に論ずる能はざるも同條約の目的たる韓國の國家既に消滅せる以上其効力現在せざるは當然のことにして右に關し外務省は其旨米國政府に對し照會交渉中なるが今後朝鮮に於て商標保護法の施行されれば同條約の有無は外人に取りて毫も影響する所なしと

免租と地方事業

地方費法に依りて各地方人民より徵收すべき課率は地稅の十分の一又は二十分の一にして前半期は既に收納して夫々地方經營事業に支出し現に着手實行中のもの少からざるが今回地稅五分の一免除の大詔降下されたるに就ては勢ひ地方費の如きは徵收し得ざることゝなる可し從つて後半期に於ける地方費法に依りて企畫されたる諸事業は中止さるべきは勿論なるべしと雖も寺内統監の諭告中にある如く新たに千七百萬圓を支出して地方[illegible]を爲すの事なれば地方費法に基く輕少なる事業の一時は中止したりとて敢て何等の影響なきのみならず寧ろ是れよりは大に地方事業勃興は明きなりと

●京城の日本酒騰貴 京城にては例年八月頃は麥酒の需用多くなりて日本酒の需用を減ずるを例とせるが今年は氣候不順にして早くも冷氣を覺ゆるに至りたる故に日本酒の需用毫も減せず從つて價格は一樽に付一圓乃至一圓五十錢騰貴し八月中の平均相場は菊正宗二十圓白鶴十九圓九十錢一鶴十八圓五十錢澤龜十八圓白鹿十九圓五十錢金露十八圓五十錢なりと云ふ

●海底電線買收計畫 内地朝鮮間の海底電線は大北電信會社の經營に係るものなれば豫て遞信省は此買收を交渉したるに今や朝鮮は我領土に歸し國内の通信事業を外人に托すを許さず又同會社に於ても賣却の意ある模樣なれば早晩我國の手に歸し新線計畫を建るに至るべしと

●仁川會議所役員會 仁川日本人商業會議所にては一日午後三時半同所内にて役員會を開催出席者は青木會頭田中、加藤、奥田の各常議員にして左の件を議し午後五時十分閉會

一 日本人商業會議所を仁川商業會議所と改稱の件

一 四十四年度豫算變正の件

一 來る十月聯合會に提出の件

外一件

●慶北慶州郡の降雹 去る二十四日午後四時三十分頃慶尚北道慶州郡江東面の東北部兩面實岩上吾下吾長松仁佐良洞の一部に粟實位の降雹ありしも漸次快晴したるを以て農作物には何等の被害なかりしと

●亥角課長領事訪問 警務總監部保安課長亥角警視は明石總長の代理として二日各國領事を訪問し挨拶をなせり

●漢江增水一丈九尺 連日の降雨にて漢江の增水二日午前七時に至り一丈九尺に及び尚は增水の模樣あり又麻浦沿岸にて浸水家屋十數戸に及びたりと

●仁川居留民會開會 去る三十一日流會となりたる仁川民會は昨二日午後七時同所樓上に於て開會

●内地人側の市況 八月中本國人側の市況は時局の風雲不定なりし一方官吏側一同に浮足だちにより稀有の不況を來したり贅澤に屬する物は殆んど顧客の跡を絶ち尚は日常品の如きも唯だ日々の必要なる分に止り殊に料亭向は上下を通じ絶大の打擊を受けたり茲に奇異なる現象は高等品扱に屬する鶴屋辻屋の如きは自然の數として無論至大の痛擊を免れざるが如く豫想されたるに役人側一體の引締より外遊を憚り自然自家製割烹に用ゐ議すに至りしより洋食器具若しくは食料品に新需要を生じ爲に鶴屋辻屋を初め同樣の營業者は思はぬ新華客に相當の客足を繋ぎ居れりと

●黃海道各地の出水 二十九日以來の降雨にて黃海道瑞興川氾濫し一丈餘の增水に及び瑞興驛に[illegible]する宣川橋國所橋並に出水の際渡川用の小船とも流失し交通杜絶したり而して同地に於ける被害は目下取調中なるも[illegible]水三十町歩農作物被害五千圓なりと

公人私人

▲山路魁太郎(總督府土木課長) 下仁

▲桑原榮次郎(宮内官) 一日出發歸朝

▲田口啓太郎(同) 同上

▲齋藤勇三郎(平壤鑛業所員) 赴任

▲末廣良三郎(辯護士) 一日釜山行

▲鈴木一(憲兵中尉) 一日瑞興へ出張

▲松下良一郎(東拓技師) 一日金澤投宿

活氣ある京城民會

既報の如く一日午後四時より民團役所樓上に於て民會を開きたるが出席議員二十八名(森、藤野、坂、川田、兼古の五名缺席)にして劈頭第一に石井、皆川、海津の三氏より來る十月八日の總選擧[illegible]したれば該建議を議題となすや否やに付き投票したるに可とする者十二名否とする者十六名にて否決せられ(投票場は南大門小學校にて行ふ)夫より議題に移りて南大門より停車場に至る元南大門水産市場の敷地を總督府に寄附する件を議したるに可とする者二十四名否とする者四名にして寄附することに決し居留民より時局解決に付き統監へ感謝狀を呈することは書狀を以てせず民長をして口頭を以て謝意を表せしむることに決し尚は曾我、中村、金井、大村、梶原、執行、大村、林田の諸氏より來る十月の選擧を廢して現任議員を便宜上留任せしむることを建議したるも採決に至らずして立消となりたり此間に皆川氏より古城民長へ對し曾つて朝鮮日報に記載せられたる記事に關し七箇條の質問を呈出して議場に花を咲かせあり近來になき活氣ある民會なりき

▲京城手形交換高▼

九月二日 金高 九六、四〇七、八七 枚數 二九二

▲仁川米豆取引所▼

▲前場(二日) 十月一節九圓三十錢二十八錢六錢五錢四錢二錢一錢二十錢十七錢▲二節十七錢▲三節十六錢三錢四錢二錢十錢▲出來高千三百石▲十一月一節八圓五十五錢六十錢一錢二錢一錢六十錢一錢六十錢五十九錢八錢七錢▲二節五十七錢六錢七錢八錢七錢▲三節五十七錢六錢五錢二錢五十錢三錢▲出來高三千九百石

▲後場(二日) 十月一節九圓十錢九厘[illegible]錢七錢六錢五錢一方出來高四千九百五十石

▲大阪期米電報▼

▲前場(二日) 九月限寄十三圓七十八錢▲十月不明▲十一月限寄十三圓七十六錢

▲後場 [illegible]十三圓七十一錢▲十月[illegible]▲九月限寄八十五錢止七十七錢▲十一月限寄七十七錢止八十三錢

▲仁川港出入の船舶▼

▲日海丸 三日小樽港より入港の筈

▲秀吉丸 三日午後四時神戸大阪へ向

▲海外通信▼

昨日の經濟小言にも一寸書いてあつたが、我半島鐵道が不親切な鐵觀、鐵道院の手を離れて總督府に附く樣になるとは結構な事だ滿鐵の合併說もないではないがソレが實現されるのは遠い將來の事だ▲總督府が鐵道を持つようになつたら吾人には幾らも注文がある、而して其注文中最も大なるものは朝鮮人擊退賃率の廢止である▲言ふまでもなく半島鐵道は半島の開發の爲に造られた地方鐵道であるのだ、其安奉線と接續し東淸線及びシベリヤ線と接續して國際的鐵道の色彩を帶ぶるの一事は決して地方鐵道たるの根本的理由を破壞し得ぬ▲半島鐵道が地方鐵道たるよは今日に於ては何人も異論のないところだ、而るに此鐵道が有する現行乘客賃率は如何、余輩素人にはよく判らぬが、鐵道屋は遠距離遞減法と云ふものだッウだ▲國際鐵道なら遠距離遞減法もよかろう、併し滿が地方鐵道であつて見ると釜山から新義州迄の乘客は極めて尠ない、此尠ない客に都合が良く、途中途中の驛間を往復する近距離乘客に都合の惡い賃率は何と云つても惡率たるを免れない▲茲に特筆すべきは此惡率が其實施以來暴威を逞ふして朝鮮人乘客を擊退したことだ、特に[illegible]得意なる朝鮮人三等乘客を擊退したことだ、嗚呼朝鮮の鐵道が朝鮮人を擊退する、ヘーグのトリビナルでも理由が判るまいと思ふ▲半島の開發は半島人の鐵道を利用することに因つて出來るものだ、ソレに半島人に堪へ得られない高率を課せんとし、彼等を唯一交通機關から擊退して何になるか▲思ふに半島鐵道の賃率は半島人の經濟程度本位に定むべきものだ、十五万の內地人や夜明けの星の數なる外人旅客などの經濟程度に因つて定むべきものではない、現行朝鮮人擊退賃率の如き直ちに改正すべきものだ▲乘客賃率の改正と共に直ちに改正すべきものは荷物の運賃率だ、之も荷物の動かない遠距離に安くて荷物の動く近距離に高い▲モ一トッ問題になるは去年以來我半島鐵道が國庫に大損を掛けつつ海運業者と馬鹿な競爭をして居ることだ、半島の開發は鐵道許でなく僅かに海運にも賴らねばならぬ、此大切な海運業者を押ッブして何になるか、半島全體の繁榮を望む總督府は海運業者に對する鐵道の迫害的競爭を止めさせねばならぬ

[illegible]……▲十月……

授爵者の調査濟

朝鮮貴族令に依り授爵せらるゝ人々は[illegible]調査[illegible]居るを以て[illegible]授爵の御沙汰あるべきが其人數は二十名以上なりと聞く

免租と地方事業

地方費法に依りて各地方人民より徵收[illegible]十分の一[illegible]二十分の一にして前半期は既に收納して夫々地方經營事業に支出し現に着手實行中[illegible]一般の大詔降下せられたるに就ては[illegible]地方費の如きは徵收し得ざることゝなる可く從つて後半期に於ける地方費法に依りて企畫されたる諸事業は中止[illegible]地方費を支出して地方施設を爲すの事なれば地方費法に基く輕少なる事業の一時は中止したりとて敢て何等の影響な[illegible]

●黃海道各地の出水

[illegible]宜川郡[illegible]出水の際渡川用の小船とも流失し交通杜絕したり而して[illegible]二十九日夜來の降雨にて[illegible]氾濫し一丈餘の增水に及び瑞興驛に通[illegible]水三十町步農作物被害五千圓なりと



樓主の不當利得

▽醜氣なる樓主と酌婦

此の忙しい最中に甚だ醜氣な事を申す如に思はれるか知らないが事實甚だしく醜氣でないのだ、市中に散在せる或る種の料理店飲食店の一所集中も遠からずして實現する、となると現在酌婦なる名に隱れて從を狹く暮して居る賣笑婦が同時に公娼同樣の取扱ひを受くることゝなる、然うなると從つて名稱も酌婦ではあるまい何んとか變ることゝなり抱主と抱へ女との契約も仕替へらるゝこともあらうで今日迄酌婦が負ふたる借金は當然新規定の契約と共に一種の證文と仕替へらるゝであらう、僕の疑義は此所に生ずる過般の今村警視の訓諭に依ると自今一切酌婦の引受け――判り昝く云へば一時遂引かして遊興せしむることは嚴禁せられた、萬一此れに悖りて抱へ女體が承知して居るからと云ふので遊興すると云ふことを承諾したる樓主は命令違反として相當所罰せらるゝ事となつたが此れは今村署長が酌婦中に其の借金が何日迄經つても減らぬ計りか其の額を增すものあるは『引受け』なるものがある爲めだと云ふことを看破せられたに依ることで最も適當な弱者保護の命令と信ずる、今迄は實際酌婦にしては屢々來て遊興する馴染客に今日は金を持つて居らぬが一つ引受けて置いて呉れないかと云はれると塲合に依つて斷り切れぬので樓主の方へ話をする前が引き受けるのなら宜しいとなる此の次來る時持つて來て呉れれば好いが中には給料日又は何日には金が入るから其時纒めて拂ふから今日も一つ引受けて置いて呉れと云ふのが多い茶を引くと樓主の氣受けが不良い且つは客の云ふことも嘘ではあるまいし此所で斷ると今迄の貸が取れぬと種々なる事情に弱れて承はる處が欺される客のれ客が約束の期日になると來ない欺す筈の酌婦

其人はモウ何處へ行つたやら、樓主の方では精算を促す、仕方なしに此れは借金として帳簿に付け込まる、其の付け込み方が猛烈不法だ、と云つても知つて行つてるのは殆んどないから滑稽だ、夫れは斯うである、引受けたる酒肴料、此れは全部樓主の所得となるものであるから全部引受人の負擔となるのは當然だが、此所に半分〱の所得となる一種云ふ可らざるものが客一人一夜の代金として二圓ある、此れは現金で入れば月末計算の際半分(家に依り事情により樓主六分の所もある)は酌婦に割戻さるゝのだが引受けの分になると酌婦の所得一圓をも併せて其負債として二圓全部を借金の上に付け加へる、如何に辣腕な酌婦でも半歳に二十五個位の倒れはある、二十五個位の倒れ、自己の所得を無きものとして此の借金二十五圓でなければならぬ、然るに事實は五十圓の負債となつて居る、故に少々惡い情夫でも出來たものは一年に百圓位の借金は造作もないのも無理はない內五十圓は理由なく樓主に所得せられて居るのだもの、此れは双方とも惡意もなければ又不審とも思はない玉帳を調べて舊惡を許さず立てる如な無慘なことをせぬ程度に於て此の種の不當利得金を整理せしめ酌婦の負へる借金を輕くして遣られたいものである

八千代の空涙

▽高襟男に欺されました

退韓令違犯として西部署刑事に逮捕せられ取調の結果發覺したる餘罪の內に元西小門通り日の出亭抱へ酌婦八千代(三五)に對し刑事巡査と詐稱し之れを强姦したるやの嫌疑ある森太郎(三〇)の事件に關し爾來同人を證人として度々出廷豫審判事の取調べを受けつゝあるが去る一日も出廷判事の訊問に對し語りたる所に依れば彼れは高知縣生れなるが大阪の某家に嫁ぎたるも姑との折合ひ惡しきより所夫と共に無斷家出し一昨年中龍山に落着きたる當時は相當の貯へもありしが間もなく費消し盡したるより夫婦共稼ぎと良人は某醫院の藥局に住み込み千代は某旅館の女中となり働き居る內良人は惡友に誘はれ賭博を覺へ墮落し初めたるより遂に醫院を解雇されたるにぞ千代が電氣會社員と密通し居れりと難癖付けて水原の料理屋水月樓に賣り飛ばされしが間もなく天安驛附近の運濟屋清水某に落籍され同人に連れ添ひ居る內同人には本妻ある事とて折合ひ惡しき爲め居堪らず同所を逃げ出し水原にて知り合ひなりし當時日の出亭の酌婦みつるを便り同人の世話にて本年六月自前にて同亭に住込みしも或る高襟男に詐され百餘圓の借金を作りたるより現在の永見亭に住替へる如くなりしものなりと涙片手に申し立てたる由なるが大分嘘が雜つて居ると知るべし

不埓なる自轉車乘り

……盲人の杖を乘切る▲外人紳士の憤慨▲記者の怒號……

昨二日午前十時記者は所用ありて外出中長谷川町二丁目より大漢門通りへ出づる四ツ角に於て年齡十八九才か二十才位の紺羅紗の洋服を着け海軍帽を冠り官署の給仕体を爲したる男自轉車に乘り折柄通行中の年は凡そ六十歲位垢染みたる衣服を纏へる朝鮮人盲目者の命と頼める杖を乘切りたるを見受けたり彼の給仕体の男は直ちに自轉車を飛び降り己れの不都合を棚に上げ却つて盲人に向ひ小言を並べながら自轉車を手押しの儘行き過ぎたるが後に憐れなる盲人は杖を失ひ頗る狼狽しつゝありし處へ鼻眼鏡を掛け疎髯を貯へたる四十格好の一外人通り掛り倒れたる杖を拾ひ穢なき盲人の手に之を握らせて劬りながら一方悠さどして步み行く自轉車乘の後姿を見送りサモ憤慨せるが如き面持ちなりしが少し離れて通行爲し居りし記者も餘りの事に彼の自轉車乘を追駈け大喝一聲『待テー』と怒號したれば彼れは周章自轉車に飛び乘り度支部方面へ向け遁げ走りたり、斯くて彼の外

朝鮮車夫集合の悲劇を目擊

人は記者に一瞥して長谷川町を上へと急ぎたるが後に盲人は幾度となく叩頭して附近の家に這入りたり、當時此附近には五六名の朝鮮車夫集合し居り最前よりの悲劇を目擊しながら何等心に止めざるのみか甜瓜をカヂリながら高笑ひに笑ひ居たり、記者は一種の感慨に打たれつゝ行き過ぎたるが心當りある內地人は此れを嚴戒して可なり(一記者)

喜劇便利の食傷

▽押蒐け二人女房

龍山元町四丁目イの四十二番の一と云ふ頗る手數の掛つた所に住む石橋すみ(三八)と云ふは髮結を業とする者なるが今より二年以前鐵道工場の大工倉地某と內緣を結び居たるに此の頃に至り同人はすみに時節柄秋風を立て去る人を中に入れ綺麗薩張り手を切りたる後は同地白濱町に住居を求めアー此れで露々したと暮し居る內間もなく轉て內地にて關係ありし何んとやら云ふ女が國人目下の住所を突き止め押し蒐け女房氣取りに万事の世話をして呉れるので大工さん又其の氣になり少しは鬱陶しくも便利だ哩と同棲し居れるを嗅ぎ知つたるれすみ元來自分の方から嫌で別れた間ならねば未練は重々ある上に擄て加へて此の便利だ哩を見せ付けられては妾も一つ便利の手傳ひをと殊勝な心掛けを起し盛んに押し蒐けて女房振るにぞ大工さん一人でこそ便利なれ二人までは入用ぬと斷れどマア左樣云はずにと勸めるまゝ親切を無にすまじと親切に食傷して居る一方の女殿は此れが爲めに利權を侵害さるゝを無念とし荷物を引き纒めて龍山停車場附近の某方に隱れたより大工さん今度は便利が少くなつたと血眼にて搜し出し伴れ返つたる以來相變らず便利を食傷して御座るとかだが是れ果して芽出度いのか

鳴戸樓主と酌婦

▽酌婦は拘留樓主は取調中

昨二日の紙上に酌婦の駈込み願と題し南大門外御成町料理屋鳴戸事末岡樹吉方抱へ酌婦愛媛縣人松下菊代(十九)(昨紙村上とあるは誤り)が樓主に虐待され業に堪へ兼ぬるとて警察に駈け込み保護願出たる事は既報の如くなるが菊代は末岡方に鞍替へさせられたる以來營業し居たるが樓主末岡の嚴命にて鑑札を願はず六月十八日より營業し居りしとか自白せしより拘留三日に處せられ末岡は菊代が營業鑑札を受くべく嘆願せしにも係はらず營利の目的にて無鑑札にて淫賣を强ひたるのみならず同人の稼ぎ高の內より酌婦稅金として之を差引き作ら願出を爲さず自己に騙取し居りたる事發覺して詐欺取財として一昨一日南部署に拘引せられ目下取調中

●陶器界の革新　加賀の國は古來九谷燒の產地として有名なることは世人の知る所にして同地にては昨年頃より硬質陶器を製造する者ありて新會社を設立し居れるが朝鮮にては京城理事廳橫の木村商店に於て今回試賣する由なるが此陶器の效能は四五尺位の高所より落すことあるも容易に毀損せず此故に內地にては兵營學校寄宿舍監獄旅館料理店等にて近來多く此硬質陶器を使用するに至れりと云ふ

●敎員の不都合　時節柄憲兵警察は極力嚴重に取締を爲し警戒中なるが去る一日獨立門外人家を距る事約五十米突の所に銃聲ありたるより第二憲兵分隊憲兵現場に出張し取調べしに西大門外獨立館秋山武(二七)外一人にて獵銃にて鳥を打ちたる事判明せしに付警察處罰令違犯として告發せられ目下取調中なりと因に秋山外一名は何れも中學校敎員ならんと

●依例懷中無一文　長崎縣西彼杵郡瀨川村大字畠下五十二番地當時龍山榮町豆腐賣子大野政太郎(三九)は一昨一日十一時頃元町三丁目料理店壽亭事山崎吉之助方に登樓し飮食の結果二圓八十五錢の會計を突出されたる處懷中無一文に付亭主吉之助より龍山署に訴へ出し爲め目下無錢飮食者として取調中

●金二十錢の洋傘　南部河梁洞居住人夫業崔相吉(五五)は去る一日午後一時頃明治町三丁目百四十八番戶門口に立て掛けありし濱野どし所有の洋傘代三十錢を窃取したると發覺し南部署に引致取調の上微罪に付訓戒放免

●割引乘車券無效　朝鮮新聞社主催に係る仁川海水浴場は九月一日限り閉鎖せり同時に同社發行乘車割引券は無效とす

●仁川雜事　仁川京町二丁目廿五番地田中又五郎雇人金明雲と云ふ新日本人は去る八月十日頃主人の掛金一圓三十錢を拐帶し何れか逃走中なりしが一日同町を徘徊し居るを取押へたり▲仁川警察署にては一日夜午後二時より市中各小料理店に淫賣狩りをなし賣春婦十一名を檢擧したり▲敷島遊野郞二十三名費消金六十四圓七十九錢なり

●浄土青年會講演　三日午後八時より例の如く明治町浄土宗開敎院に於て同會例會開催左の講演ある筈なり
歸敬倫理　水谷開敎使
吾が黨の愛國心　圓山本嶺師

●南山本願寺の法話　三日は土曜會にて午後八時より例の通り法話あり●因に來る六日より十日まで近角常觀師を聘し各所にて信仰講話を開催

目と耳

▲浪花館　廣八一座の慈善義太夫も豫定の通り終了したれば直ちに仁川に乘り込みの筈なりしも永々の愛顧に酬ゆる爲め二日夜より二日間木戶塲代無料にて御禮興行を開演すと云ふ
▲二日夜　御祝儀寶の入船(入登)東天紅(廣吉)れてま才三鈴ヶ森(越濱)先代萩御殿塲(此重)忠臣藏六段目(此千代)菅原寺子屋(仙春)三十三所壺阪寺(隅照)八じん正淸本城(越春)れ染久松野崎村(廣八)糸(仙平)大切總掛合れしゆん傳兵衞堀川
▲三日夜　御祝儀寶の入船(入登)朝顏日記船別れ(廣吉)妹瀨山竹すの段(越濱)あこぎ浦平次住家(此重)安達原三段目(此千代)三勝半七酒屋(仙春)太功記十段目(隅照)朝顏日記宿屋(越春)伊賀越六ツ目沼津平作住家(廣八)糸(仙平)大切總掛合忠臣藏三段目
▲壽座　合同劇三日の代り狂言如左『夫婦結び』三塲『太鼓醫者』二塲『ヒゲ一ツ』四塲『一万石』二塲

今日の運勢

●九月三日舊七月廿九日八白大安辛未閉△一白●諸事手控への事金談貸借賣買婚談困結見込若くは效なし△二黑●共同組合婚談貸借相應の效あり其他平凡△三碧●新事旅行見合せの事負傷及衛生注意すべし△四綠●不如意の日謹愼を要す保證引受を堅く禁ず農林業には吉△五黃●執務上疎漏失態あり其他平凡△六白●通利の日訴訟示談中談に尤も適す紛爭葛藤の端を防ぐべし△七赤●金談及締約に吉色情の破れを戒しむべし△八白●保證引受世話事を禁ず新事旅行見合せの事遺失防ぐべし△九紫●の日大抵吉旅行見合せ見女の事注意すべし(本町五丁目三一館判斷)

精算書

收入
一金八百四十五圓也　會費收入總高

支出
一金七百六十圓八十四錢也　支出總高

內譯
一金四百四十三圓七十錢也　京城ホテル拂
一金七十五圓四十錢也　辻屋拂
一金八十五圓四十二錢也　鑑屋拂
一金十九圓也　山邑支店拂
以上酒肴料
一金二十五圓也　奏樂費　軍樂隊拂
一金八圓五十錢也　往復ハガキ　京城印刷所拂
一金八圓三十錢也　徽章四百〇五個　河村山號拂
一金十九圓五十錢也　煙火十五發　富田虎吉拂
一金四十四圓四十錢也　設備費　伊藤組拂
一金三圓五十八錢也　外設備用釘　中村淸太郎拂
一金二圓二十五錢也　車賃　別府組拂
一金九十九錢也　紙墨　石本カメ拂
一金十五圓也　開催廣告料　五新聞社拂
一金十五圓也　決算廣告料　三新聞社拂
[illegible]　篠崎半助拂

差引
殘金八十四圓十六錢也

右殘金の處分方は發起人に御一任相成候
右之通相違無之候也
明治四十三年八月三十一日

統監歡迎會發起人
市原盛宏
和田常市
山口太兵衛
古城菅堂
三浦彌五郎

日韓瓦斯電氣株式會社第四回決算報告

貸借對照表

資產之部

科目	金額
一拂込未濟資本金	一、二〇〇、二〇〇・〇〇〇
一興業費	七四〇、〇三五・六九二
一興業費未決算	一二七、五五八・二三九
一貯藏品	二九八、五三七・一九三
一轉美電氣會社權利及不動產	一、五五四、九一五・四七〇
一假拂金	四三、四〇五・五四〇
一未收入金	三六、八六一・五七〇
一有價證券	五七五・〇〇〇
一銀行預金	四八〇・八九〇
一預託金	三〇三、六九八・八八〇
一現金在高	一、四九八・二八二
合計	四、三〇七、七六六・八五六

負債之部

科目	金額
一資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
一準備積立金	三、〇〇〇・〇〇〇
一別途積立金	三、〇〇〇・〇〇〇
一未拂配當金	四八・二七〇
一借入金	八〇〇、〇〇〇・〇〇〇
一支拂手形	四〇〇、〇〇〇・〇〇〇
一預り金	五、九五七・三三〇
一假受金	三〇六・六四〇
一未拂金	三一、三九一・五二八
一前期繰越金	七、一四七・七六三
一當期利益金	五六、九一五・三二五
合計	四、三〇七、七六六・八五六

損益計算

科目	金額
一本期總收入金	二〇八、四八九・六五五
一本期總支出金	一五一、五七四・三三〇
差引本期利益金	五六、九一五・三二五
前期繰越金	七、一四七・七六三
合計	六四、〇六三・〇八八
內　準備積立金	二、八四六・〇〇〇
別途積立金	二、八四六・〇〇〇
役員賞與金	三、五〇〇・〇〇〇
株主配當金(年六分ノ割)	四六、五〇〇・〇〇〇
後期繰越金	八、三七一・〇八八

右ノ通リニ候也
明治四十三年八月

日韓瓦斯電氣株式會社

役職	氏名
取締役會長	高松豐吉
專務取締役	岡崎遠光
取締役	久米良作
同	大橋新太郎
同	白石直治
同	山口太兵衛
同	白寅基
監查役	伊藤幹一
同	平澤道次
同	金時鉉

右調查候處相違無之候也

監查役任期滿了ニ付改選ノ結果前任者何レモ再選セラレタリ